

原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター 個別請求に関する説明会

原子力損害賠償紛争解決センター（以下 ADR センター）への和解仲介手続き申立ては、原発事故による東京電力への損害賠償請求方法の一つです。

現在、「東京電力へ直接請求したが認められなかった」、「賠償は受けたが補償内容に満足できない」、「賠償されるか分からず請求していない」など様々な事情により東京電力への請求が滞っている事例が多くなっています。

このような中、ADR センターを利用する方の多くは、東京電力への直接請求で却下された方と思われませんが、その中で平成 30 年の実績だけ見ても約 67.8% が和解成立に至っています。つきましては、ADR への理解を深め、ADR を活用した賠償請求の進捗を目的に、下記の通り「ADR 個別請求に関する説明会」を開催致しますので、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

※ADRセンターとは

原子力事故の被害者による原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。裁判によらない紛争解決手続（ADR）を進める公的機関の一つです。

記

1. 日 時 9月 2日（月） ①10:00～ ②14:00～
9月 11日（水） ③10:00～ ④14:00～

※説明会は計 4 回開催致します。いずれも内容は同じです。

※説明会終了後、申立書の書き方についての個別相談の時間を設けます。

2. 場 所 原町商工会議所 大会議室

3. 内 容
- ・ ADRセンターの概要について（活動内容、和解実績 等）
 - ・ 和解仲介手続きの流れについて（費用、時間、消滅時効の考え方 等）
 - ・ 申立書の作成について（書き方、提出先、必要書類 等）

4. 説 明 者 原子力損害賠償紛争解決センター

5. 申 込 方 法 参加希望の方は、裏面用紙にご記入の上、8月22日（木）までに原町商工会議所へ FAXにてお申込み下さい。電話にて受付けます。なお、説明会終了後の個別相談をご希望の方は併せてお申込み下さい。

6. 主 催 原町商工会議所 以 上

原子力損害賠償紛争解決（ADR）センター 個別請求に関する説明会

申 込 書

1. 事業所名

2. 参加者名

3. 連絡先

4. 参加日

※参加される回に○を付けて下さい。いずれの回も内容は同じです。

※説明会終了後、申立書の書き方についての個別相談の時間を設けます。

希望する場合は○を付けて下さい。

	開催日	参加日 (参加する日に○)	個別相談 (希望する場合○)
1回目	9月 2日(月) 10:00～		
2回目	9月 2日(月) 14:00～		
3回目	9月 11日(水) 10:00～		
4回目	9月 11日(水) 14:00～		

※個別相談は、申込多数の場合お待ち頂く場合がございます。